

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し

【改正時期】令和3年4月1日以降に公告又は指名通知する入札から適用

1 調査基準価格（最低制限価格）の設定範囲の見直し

- (1) 対象の工事 全ての公共工事
- (2) 見直しの内容

改正前

(上限) 予定価格 × 0.9
(下限) 予定価格 × 0.7



改正後 (R3. 4. 1～)

(上限) 予定価格 × <u>0.92</u>
(下限) 予定価格 × <u>0.75</u>

※ただし、当該額が予定価格（税抜き）に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは、10分の7.5を乗じて得た額とする。

2 調査基準価格（最低制限価格）の算定基準の見直し

- (1) 対象の工事 建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）
- (2) 見直しの内容

改正前

直接工事費 × 0.97
共通仮設費 × 0.90
現場管理費 × 0.90
一般管理費等 × 0.55
上記の合算額



改正後 (R3. 4. 1～)

直接工事費 × <u>0.90</u> × 0.97
共通仮設費 × 0.90
(現場管理費 + <u>直接工事費 × 0.10</u>) × 0.90
一般管理費等 × 0.55
上記の合算額

※最低制限価格の算定方法についても調査基準価格の算定方法と同様に改正

※建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）以外の土木工事等の算定基準の変更はありません。

3 最低制限価格制度の拡大

(1) 対象の工事 全ての公共工事

(2) 見直しの内容

最低制限価格制度の対象を設計金額が5千万円未満から設計金額が1億円未満の建設工事に係る事後審査型一般競争入札へ拡大する。なお、設計金額が1億円以上の建設工事に係る一般競争入札及び事後審査型一般競争入札については、従来どおり低入札価格調査制度の対象とする。

【改正後の区分】(R3.4.1～)

適用する制度	対 象	摘 要
低入札価格調査制度	予定価格1億円以上の案件	<ul style="list-style-type: none">・入札の結果、最低価格入札者の入札価格が入札案件ごとに定めている調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定を保留とし、低入札価格調査（契約の内容に適合した履行がなされるかどうかの調査）を実施のうえ、後日落札者を決定します。・調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があります。・低入札価格調査の結果、失格判定基準に該当する者は失格とします。
最低制限価格制度	予定価格1億円未満の案件	<ul style="list-style-type: none">・案件ごとに定めている最低制限価格を下回る金額の入札は失格となります。

以 上